

# 事後評価結果（令和4年度）

担当課：東北地方整備局 道路計画第一課

担当課長名：柏 宏樹

事業名	一般国道47号 余目酒田道路 <small>あまのめさかた</small>	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 東北地方整備局
起終点	自：山形県東田川郡庄内町廻館 <small>ひがしたがわ しょうないまちまわたて</small> 至：山形県酒田市東町 <small>さかたしあづまちょう</small>	延長	12.7km		

**事業概要**  
 新庄酒田道路は、新庄市から酒田市に至る高規格道路である。  
 余目酒田道路は、新庄酒田道路の一部を形成し、庄内町から酒田市に至る延長12.7kmの自動車専用道路である。

**事業の目的・必要性**  
 余目酒田道路は、酒田港へのアクセス強化、再生可能エネルギー供給支援、観光周遊の活性化による観光振興、救急医療活動の支援、交通安全の確保を目的とした新庄酒田道路の一部を構成する事業である。

**事業概要図**

**【位置図】**

**【事業概要】**

**【標準横断面図】**

**凡例**

- 道路種別: 評価対象区間 (Red), 高規格幹線道路 (Green), 一般国道 (Purple), 主要地方道・県道 (Yellow)
- 車線数: 4車線 (Red), 2車線 (Black)
- その他凡例: 市役所 (Red dot), 役場 (Yellow dot), H27センサス交通量 (Yellow circle), 主要洗滞箇所 (Red circle)

事業の 効果等	事業期間	事業化年度	平成16年度	用地着手	平成18年度	供用年(当初)	— / H34年度	変動	— 倍
		都市計画決定	平成15年度	工事着手	平成18年度	(暫定/完成)	(実績) H29年度 / —	変動	— 倍
	事業費	計画時	(名目値) — / 581億円	実績	(名目値) 588 / — 億円			変動	— 倍
		(暫定/完成)	(実質値) — / 836億円	(暫定/完成)	(実質値) 600 / — 億円			変動	— 倍
	交通量	計画時	(H22)	実績	(R4)			変動	— %
	(当該路線)	(暫定/完成)	— / 20,600 台/日	(暫定/完成)	11,300 / — 台/日			変動	— %
	旅行速度向上	37.3 → 62.3 km/h		交通事故減少	56 → 3件/億台キロ				
	(供用前現道→当該路線)	(供用直前年次) H27年度	(供用後年次) R4年度	(供用前現道→供用後現道)	(供用直前年次) H24-26年	(供用後年次) H30-R2年			
	費用対効果	B/C	総費用	566億円	総便益	663億円	基準年		
	分析結果	1.2	事業費	511億円	走行時間短縮便益	577億円	平成22年		
	(再評価)		維持管理費	56億円	走行経費減少便益	59億円			
					交通事故減少便益	27億円			
	費用対効果	B/C	総費用	994億円	総便益	746億円	基準年		
	分析結果	0.8	事業費	875億円	走行時間短縮便益	556億円	令和4年		
	(事後)		維持管理費	119億円	走行経費減少便益	152億円			
					交通事故減少便益	39億円			
	事業遅延による	費用増加額	— 億円		便益減少額	— 億円			
	コスト増								

	事業遅延の理由 ・特になし
	交通量変動の理由 ・計画時は4車線整備による交通量であったが、実績は暫定2車線（一般道区間を除く）整備による交通量であるため。
	客観的評価指標に対応する事後評価項目 ①円滑なモビリティの確保 ・酒田市から新幹線駅である新庄駅への所要時間（整備前：84分→整備後：72分） ②物流効率化の支援 ・新庄市から酒田港への所要時間（整備前：85分→整備後：78分） ③安全で安心できるくらしの確保 ・庄内町立川地区から日本海総合病院への所要時間（整備前：32分→整備後：21分） 他7項目に該当
	その他評価すべきと判断した項目 ・特になし
事業による環境変化	環境影響評価に対応する項目 ・特になし
	その他評価すべきと判断した項目 ・特になし
	事業評価監視委員会の意見 ・「今後の事後評価及び改善措置の必要性はないが、社会状況等の変化に応じて完成形の整備を検討する」という対応方針（案）は妥当である。
	事業を巡る社会経済情勢等の変化 平成30年7月 新庄古口道路 一部開通 令和 2年4月 高屋防災 新規事業化、日沿道の酒田みなとIC～遊佐比子IC間が開通 令和 3年4月 戸沢立川道路 新規事業化
	今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性 ・事業の目的に対する効果を概ね発現しており、現時点では今後の事後評価及び改善措置の必要性はないが、社会状況等の変化に応じて完成形の整備を検討する。
	計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性 ・当該事業の整備目的について効果発現を確認できており、事業評価手法の見直しの必要性はない。
	特記事項 ・特になし

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。